

◎在外公館の名称及び位置並びに在在

公館に勤務する外務公務員の給与に

関する法律の一部を改正する法律

(平成二十二年三月三十一日法律第七号)

一、提案理由(平成二十二年三月二十三日・衆議院外務委員会)

○中曽根国務大臣 たいだいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

改正の第一は、新たに外交関係を開設いたしましたコンソボに、法律上、日本国大使館を設置することであります。

改正の第二は、ブラジルにある在レシフェ日本国総領事館及びスイスにあります在ジュネーブ日本国総領事館の廃止を行うことであります。

改正の第三は、新設公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額等を改定することであります。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の一部を改正する法律

以上の改正内容のうち、在勤基本手当の基準額等の改定につきましては、平成二十一年度予算案と一致させて行うため、四月一日から実施する必要があります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞよろしく御審議をお願い申し上げます。

二、衆議院外務委員長報告(平成二十二年三月十九日)

○河野太郎君 外務委員長の河野太郎でございます。

たいだいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会の審査の経過及びその結果を報告申し上げます。

本案は、まず第一に、本年二月に国交を樹立いたしましたコンソボにおきまして、在コンソボ日本国大使館を法律的に新設し、そこに勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるものであります。

なお、当面、在コンソボ日本国大使館は、在オーストリア大使館が兼轄いたします。

第二に、ブラジルのレシフェ並びにスイスのジュネーブに置かれております日本国総領事館を廃止いたします。

第三に、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の給与に関する法律の

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一八

当の基準額を改定いたします。

この改定により、平成二十一年度の在勤基本手当の総額は約二億円減額されることになり、在勤手当総額で七億円の減額となります。

本案は、三月十二日外務委員会に付託され、十三日中曽根外務大臣より提案理由の説明を聴取し、十八日質疑の上採決をいたしましたところ、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決をいたしました。

共産党は、在コソボ日本国大使館の新設に賛成できないという理由で本案に反対いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えて、以上、御報告とさせていただきます。

○附帯決議(平成二十二年三月一八日)

一日も早い解決を迫られる北朝鮮拉致問題やその解決の目途が見えない北朝鮮やイランの核問題、自立を模索するイラク情勢、和解促進を必要とするアフガニスタン情勢等、国際情勢は不透明さを増しており、これら問題解決の遅れは更なる地域の不安定化を招来することになる。今、我が国に求められるのは国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、これら諸問題に毅然と対応する外交力である。そのためにも、我が国外交

を担う外務省の体制強化と危機管理体制の抜本的改革が必要である。他方、今日、サブプライムローン破綻による世界金融危機をきっかけとして国際経済の著しい後退局面を生じ、我が国経済は未曾有の危機的状況に陥っている一方、財政事情は依然として厳しい。外務省においては組織改革や手当の見直しに際し、こうした国内事情を重く受け止めるとともに、とりわけ外務公務員の手当に向けられる国民の声に真摯にこたえていく必要がある。これらを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一 我が国外交の最前線基地である在外公館等の新設に関しては、我が国の国益と相手国との相互主義の原則等を踏まえ、戦略的にその増強・整備に当たること。

一 在外公館においては、大規模自然災害や犯罪・テロ等の緊急事態における在外邦人に対する迅速かつきめ細やかな支援を可能とするため、日常の情報提供、共有体制等も含めて危機管理体制の機能拡充に努めること。

一 我が国の厳しい財政事情を厳粛に受けとめ、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講ずること。

一 在勤手当については、国内の財政状況や外交活動を推進す

る上での必要性を踏まえ、民間企業、諸外国の外交官の給与・手当の水準及び各任地の事情に鑑み、為替・物価等の変動が反映される形で客観的に算出されることにより、必要に応じて在勤手当全般にわたる内容の見直しを行うこと。特に為替変動による在外基本手当の見直しについては、直近のデータを基に見直しすること。

一 国際社会のグローバル化による海外渡航者や在留邦人の増加とともに領事業務の重要性が高まっていることに鑑み、邦人の活動環境を向上させるための国民の視点に立った領事サービスの不漸の向上に努めること。

一 外務省においては、総務省の行政評価・監視結果を踏まえ、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するため、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、その成果を国民に対して分かりやすく説明すること。

一 在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。
右決議する。

三、参議院外交防衛委員長報告(平成二十二年三月三十一日)

○榎葉賀津也君 ただいま議題となりました在外公館の名称及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

置・給与法の一部改正案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新たに外交関係を開設するコンゴに日本国大使館を新設すること、ブラジルのレシフェ及びスイスの在ジュネーブの各日本国総領事館を廃止すること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等について定めるものであります。

委員会におきましては、海外研修地の実態を踏まえた研修員手当額の検討、アフガニスタンなど問題国等における情報収集体制の強化、在外公館における公共調達の適正化等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終え、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し八項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年三月三十一日)

今日、国際情勢が不透明さを増している中、我が国に求められているのは国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、国際的諸課題に毅然と対応する外交力であり、そのために

も我が国外交を担う外務省の体制強化と危機管理体制の抜本的改革が必要である。他方、サブプライムローン破綻による世界金融危機を契機に国際経済の著しい後退局面が生じる中、我が国経済は未曾有の危機的状況に陥っており、財政事情は依然として厳しい。外務省においては組織改革や手当の見直しに際し、こうした国内事情を重く受け止め、とりわけ外務公務員の手当に向けられる国民の声に真摯に応えていく必要がある。

これらを踏まえ、政府は本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一、我が国外交の最前線基地である在外公館等の新設に関しては、我が国の国益と相手国との相互主義の原則等を踏まえ、戦略的にその増強・整備に当たること。なお、コンパクト公館の設置に関しては、関係在外公館との協力・連携を十分図り、在外公館としての機能に支障が生じないように留意すること。

二、在外公館においては、大規模自然災害や犯罪・テロ等の緊急事態における在外邦人に対する迅速かつきめ細やかな支援を可能とするため、日常の情報提供、共有体制等も含めて危機管理体制の機能拡充に努めること。

三、我が国の厳しい財政事情を厳粛に受け止め、在外公館に関する予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当

たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講ずること。

四、在勤手当については、国内の財政状況や外交活動を推進する上での必要性を踏まえ、民間企業、諸外国の外交官の給与・手当の水準及び各任地の事情にかんがみ、為替・物価等の変動が反映される形で客観的に算出されることにより、必要に応じて在勤手当全般にわたる内容の見直しを行うこと。特に為替変動による在勤基本手当の見直しについては、直近のデータを基に見直しをすること。また、研修員手当については、研修地における一般の学生の生計費の実態を十分考慮して、適宜検討を行うこと。

五、国際社会のグローバル化による海外渡航者や在留邦人の増加とともに領事業務の重要性が高まっていることにかんがみ、邦人の活動環境を向上させるための国民の視点に立った領事サービスの不断の向上に努めること。

六、外務省においては、総務省の行政評価・監視結果を踏まえ、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するため、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、その成果を国民に対して分かりやすく説明すること。

七、在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図るこ

と。

八、国際機関における幹部職員を含め邦人職員の増強に向けて

国際社会に通用する人材の一層の育成を図るとともに、援助

や平和構築など様々な分野において高級幹部も含め外部の人

材の積極的活用を図ること。

右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の
一部を改正する法律